

委託先機関の公募について（公告）

次のとおり受託者を公募します。

令和7年6月6日

香川県立高等技術学校長 高津 啓幸

1 公募に付する事項

(1) 委託業務名

令和7年度職業訓練業務委託

(2) 委託に係る訓練科名等

訓練科名	実施地域	訓練月数	訓練定員	託児定員	コース数
①再就職促進訓練事業					
デジタルスキルアップ科（中級）		3	15		1
IT・クリエイター科		4	15		1
介護実務者科（高松）	高松	6	16		1
介護初任者科（丸亀）	丸亀	3	20		1
②障害者職業能力開発事業					
OA事務科	高松	3	10		1

注1）再就職促進訓練事業については、訓練生の就職に資するため、受託者の行う就職支援に対し、訓練生全員を就職させるために必要な経費相当額として就職支援報償費の支弁を予定している。

注2）再就職促進訓練事業のうち「介護実務者科（高松）」及び「介護初任者科（丸亀）」については、介護未経験者等に対して介護分野及び障害福祉分野の事業所における職場見学、職場体験、職場実習を訓練カリキュラムに盛りこんだ場合、職場見学等推進費の支弁を予定している。

注3）再就職促進訓練事業のうち「デジタルスキルアップ科（中級）」及び「IT・クリエイター科」については、資格取得率及び就職率の要件を満たす場合、デジタル訓練促進費（デジタル資格）の支弁を予定している。

注4）再就職促進訓練事業のうち「デジタルスキルアップ科（中級）」及び「IT・クリエイター科」については、「DX推進スキル標準」に対応した訓練を実施する場合、デジタル訓練促進費（DX推進スキル標準対応）の支弁を予定している。（注3に示すデジタル訓練促進費（デジタル資格）が支給されない場合に限る）

注5) 実施地域が、(高松) となっている訓練科は高松市以東、(丸亀) となっている訓練科は坂出市及び綾歌郡以西で、職業訓練を実施すること。

(3) 委託期間

令和7年8月1日から令和8年3月31日までの間において、訓練実施等に適切な期間で委託契約を締結するものとし、具体的な委託期間は、企画提案の採用候補者決定後、当該採用候補者との間で行う随意契約交渉において協議の上、決定する。

(4) 契約限度額

次に掲げる単価を上限とする。

①再就職促進訓練事業

訓練生1人1月当たり53,000円(消費税及び地方消費税を除く。)

なお、就職支援報償費の単価の上限は、訓練生1人1月当たり20,000円(消費税及び地方消費税を除く。)とする。ただし、6か月を超える訓練であっても6か月分を上限とする。

また、職場見学等推進費の単価の上限は、訓練生1人当たり10,000円(消費税及び地方消費税を除く。)とし、デジタル訓練促進費の単価の上限は、訓練生1人1月当たり10,000円(消費税及び地方消費税を除く。)とする。

②障害者職業能力開発事業

訓練生1人1月当たり64,000円(消費税及び地方消費税を除く。)

なお、就職支援経費の単価は、就職者1人当たり20,000円(消費税及び地方消費税を除く。)とする。

(5) 委託業務の概要

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の7第3項の規定に基づく委託職業訓練業務

(6) 業務委託の内容

企画競争説明書等による。

2 応募資格

次の(1)から(8)に掲げる要件を満たす者であること。なお、障害者職業能力開発事業にあつては、(8)の要件を(9)の要件に読み替えることができる。

(1)から(8)の要件に加え、再就職促進訓練事業にあつては(10)、再就職促進訓練事業「介護初任者科(丸亀)」にあつては(10)及び(11)、「介護実務者科(高松)」にあつては(10)及び(12)の要件を満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成11年香川県告示第787号）に基づく指名停止措置を現に受けていない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ①会社更生法に基づく更正手続開始の決定を受けた者
 - ②民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (4) 香川県税等に滞納のない者であること。
- (5) 本公告に係る企画競争説明書の交付を受けた者であること。
- (6) 応募意思表明書及び資格要件に適合することを証明する書類（誓約書、納税証明書）（以下「応募意思表明書等」という。）を提出（様式任意）し、応募資格要件に適合した者であること。
- (7) 香川県内に本社（本店）又は支店、営業所等の活動拠点を有する者であること。
- (8) 本公告に示した訓練科と同種又は類似の教育訓練事業を開始して3年以上を経過し、かつ、継続的に事業を運営した実績を有する者であること。
- (9) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービスのうち、就労移行支援事業（本公告に示した訓練科と同種又は類似の訓練を組込んだものに限る）を運営した実績を有する者であること。
- (10) 職業訓練サービスの提供に関し、次のいずれかの要件を満たす者であること。
 - ①「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修」を委託契約を締結する日において有効な受講証明書を有する者が在籍している者
 - ②ISO29993（公式教育外の学習サービス—サービス要求事項）及びISO21001（教育機関—教育機関に対するマネジメントシステム—要求事項及び利用の手引）を取得している者
- (11) 香川県知事の介護職員初任者研修事業者指定を受けた者であること。
- (12) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号に基づく文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定を受けた学校又は都道府県知事の指定を受けた養成施設を有する者であること。

3 応募者に要求される事項

本件に応募しようとする者（以下「応募者」という。）は、交付された企画競争説明書等により、応募意思表明書等を提出し、応募資格の確認を受けた後、企画提案書及びその添付書類（以下「企画提案書等」という。）を提出しなければならない。

応募者は、当該書類に関し説明を求められた場合又は現地調査を求められた場合は、それ

に応じなければならない。

4 応募方法（契約の内容を示す日時及び場所等）

（1）企画競争説明書等の交付日時及び場所等

企画競争説明会において交付する。

①交付日時（企画競争説明会開催日時）

令和7年6月13日（金） 午後2時00分

②交付場所（企画競争説明会開催場所）

香川県立高等技術学校 高松校

（2）企画競争説明会に参加できない者には、下記の期間及び場所でも企画競争説明書等を交付する。

①交付期間

令和7年6月13日（金）午後4時から令和7年6月18日（水）まで（土日祝日を除く）

②交付時間

午前9時から午後5時まで。ただし、午後0時10分から午後1時10分までの間を除く。

また、6月13日は午後4時からとする。

③交付場所

香川県立高等技術学校 高松校

（3）応募意思表示書等の受付

応募意思表示書等は、持参又は郵送により提出すること。

応募意思表示書等を提出した者に対し、応募資格の確認結果を書面で通知する。

①受付期間

令和7年6月13日（金）から令和7年6月18日（水）まで（土日祝日を除く）

郵送の場合は6月18日必着のこと。

②受付時間

午前9時から午後5時まで。ただし、午後0時10分から午後1時10分までの間を除く。

③受付場所

香川県立高等技術学校 高松校

（4）企画提案書等の受付

企画提案書等は、持参により提出するものとし、郵送、電送等、その他方法によるものは受け付けない。

①受付期間

令和7年6月20日（金）から令和7年6月26日（木）まで（土日祝日を除く）

②受付時間

午前9時から午後5時まで。ただし、午後0時10分から午後1時10分までの間を除く。

③受付場所

香川県立高等技術学校 高松校

5 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、4の(1)の②の場所に対し文書で行うこと。

①受付期間

令和7年6月16日(月)から令和7年6月17日(火)まで

②受付時間

午前9時から午後5時まで。ただし、午後0時10分から午後1時10分までの間を除く。

回答は、令和7年6月19日(木)午前10時から午後5時までの間(ただし午後0時10分から午後1時10分までの間を除く。)、香川県立高等技術学校高松校及び丸亀校で閲覧に供する。

6 選定方法

香川県立高等技術学校内に設置する香川県委託職業訓練選考委員会の審査・審議を経て、企画提案の採用候補者及び随意契約交渉の相手方を決定する。

随意契約交渉の結果、訓練内容及び契約金額等について合意に至った者を、委託先として決定する。

7 審査基準

審査は、下記の各項目について、香川県委託職業訓練選考委員会の4名の委員が評価した結果の合計点を各提案者の得点とする。

(1) 評価項目及び配点

採点項目		評価基準・配点				
		非常に優れている	優れている	普通	劣っている	非常に劣っている
①	カリキュラムの内容	48	36	24	12	0
	(加点要素) 効果を高める独自性	15	10	5	0	0
②	訓練施設・設備	8	6	4	2	0
	客観的要素	○ OA系訓練： 訓練施設の所在(駅・停留所からの距離、駐車場の有無等)外 14項目15点～△13点				

		○ OA系訓練以外： 訓練施設の所在（駅・停留所からの距離、駐車場の有無等）外 8項目9点～△13点				
③	講師	16	12	8	4	0
	客観的要素	講師の配置人数外2項目 15点～0点				
④	過去の履行実績	5	3	0	0	0
	客観的要素	過去における業務委託契約に附した条件等を遵守しなかった事例、 指導監督に従わなかった事例等1項目 0点～△5点				
⑤	履行の確実性	8	6	4	2	0
⑥	就職支援体制	16	12	8	4	0
	客観的要素	就職支援担当者の配置外7項目 27点～△12点				
⑦	価格	見積り額を算定式にあてはめ点数化する。上限を20点とし、小数点 以下は切り捨てとする。				
⑧	託児サービス提供の有無	託児サービス定員付コースについては、託児サービスの提供が必 須。提供の無い提案は失格とする。				

(2) 下限の点数の設定

下限の点数を以下の通りとする。この点数を満たさない企画提案は採用しないものとする。

- ・OA系訓練：386点
- ・OA系訓練以外：374点

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 失格事由

提出された企画提案書が次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

- ①提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- ②本公告に示した応募に必要な資格のない者による企画提案
- ③応募者に求められる義務を履行しなかった者による企画提案

- ④応募者が連合して提案したと認められた企画提案
- ⑤記載すべき内容が記載されていないなど公募広告で示した要件に適合しない企画提案
- ⑥公募に際し虚偽又は不正の行為があった企画提案
- ⑦見積金額が契約限度額を上回る企画提案
- ⑧見積書に氏名その他重要な文字又は押印が誤脱し、又は不明である企画提案
- ⑨見積書の金額を訂正した企画提案
- ⑩その他あらかじめ指定した事項に違反した企画提案

(4) 公募の取消し又は延期による損害

天災その他やむを得ない事由がある場合又は公募に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、公募を取り消し、又は延期することがある。この場合、公募の取消し又は延期による損害は、応募者の負担とする。

- (5) その他詳細は、企画競争説明書等による。また、企画競争説明書の交付を受けることは応募資格でもあるので、4の(1)及び(2)に示した日時及び場所において、交付を受けること。

9 電子契約の可否

- (1) 可とします。

※電子契約（契約書を電子ファイルで作成し、双方の押印に代わり、電子契約サービスによる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）を行う場合は、県が指定した電子契約サービスを利用します。ご利用にあたっては、インターネット環境と、契約締結に利用するメールアドレスを用意していただく必要があります。

- (2) 電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を企画提案提出時に提出してください。
- (3) 電子契約においては、タイムスタンプが付与された日が契約締結日となります。

10 照会先

〒761-8031 高松市郷東町587-1

香川県立高等技術学校高松校 総務課 担当者：重岡（しげおか）

TEL：087-881-3171

FAX：087-881-6786